

がましん NISA

口座開設 キャンペーン

キャンペーン期間 令和5年12月1日(金)～令和6年6月28日(金)

期間中、新たにNISA口座を開設いただいたお客さまに

現金 1,000円 プレゼント!

対象者 個人および個人事業主の方

適用条件 キャンペーン期間中にNISA口座開設をお申込みされたお客さま
※金融機関変更によるNISA口座開設も対象になります。

ご留意事項 NISA口座開設後、税務署での審査が完了しなかった場合や他金融機関で重複してお手続きされている等の理由で「NISA口座開設不可」となった場合、その取引は対象外となります。

プレゼント入金予定日 令和6年8月末頃に投資信託指定口座に入金させていただきます。ただし、入金させていただく時点で該当口座が解約されている場合は対象外となります。



がましん 投信インターネットサービス

詳しくはこちら

投信インターネットサービスから
NISAを利用した買付ができます!

※NISA口座の開設は店頭のみ取り扱いとなります。



承認番号05-430

地元とともに
蒲郡信用金庫

商号等 蒲郡信用金庫
登録金融機関 東海財務局長(登金)第32号

これからの時代にぴったり。2024年からのNISA

POINT 1 非課税保有期間の無期限化

従来のNISA制度では、つみたてNISAで最長20年間、一般NISAで最長5年間と、非課税保有期間が限られていました。しかし、2024年1月からスタートする新しいNISA制度では、非課税保有期間が**つみたて投資枠・成長投資枠ともに無期限**となります。

POINT 2 口座開設期間の恒久化

これまでNISA制度は、新規投資ができる期限に定めがある暫定的な制度でしたが、2024年からは、期限に定めがない恒久的な制度となります。**※ジュニアNISAを利用した新規投資は2023年末をもって終了します。**

POINT 3 つみたて投資枠と成長投資枠の併用が可能

NISA口座に**つみたて投資枠と成長投資枠の勘定が毎年設定され、同一年に双方の併用が可能**です。

POINT 4 非課税保有限度額は、全体で1,800万円

新しいNISA制度では、「非課税保有限度額」で残高の管理がされ、簿価ベースで合計1,800万円(うち成長投資枠は1,200万円)まで保有できます。また、換金した場合には再利用ができます。

POINT 5 年間投資枠の拡大

従来のNISA制度での年間投資上限額は、つみたてNISAを選んだ場合は40万円、一般NISAを選んだ場合は120万円でしたが、**新しいNISA制度では最高360万円と大幅に拡大**します。

内訳としては、**つみたて投資枠がつみたてNISAの3倍の年間120万円、成長投資枠が一般NISAの2倍の年間240万円**です。



2024年からのNISA

| | つみたて投資枠 | 併用可 | 成長投資枠 |
|---------------------|--|-----|--|
| 年間投資枠 | 120万円 | | 240万円 |
| 非課税保有期間 | 無期限 | | |
| 非課税保有限度額 | 1,800万円※簿価残高方式で管理(枠の再利用が可能) | | |
| | | | 1,200万円(内数) |
| 口座開設期間 | 期限の定めなし(いつでも自由に開設可能) | | |
| 投資対象商品 | 長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託 (従来のつみたてNISA対象商品と同様) | | 上場株式・投資信託等 ①整理・監理銘柄 ②信託期間20年未満、毎月分配型およびデリバティブ取引を用いた一定の投資信託等を除外 |
| 対象年齢 | その年の1月1日において18歳以上 | | |
| 従来の制度と新しいNISA制度との関係 | 従来のつみたてNISAおよび一般NISAの勘定に受け入れている投資信託等は、非課税保有限度額の合計額に含まれません。従来のつみたてNISAおよび一般NISAの勘定に受け入れている投資信託等はそれぞれの非課税保有期間が終了するまで非課税で保有することができます(非課税保有期間終了時に課税口座に移管されます)。 | | |

※ つみたて投資枠・成長投資枠の勘定を設定した時から10年経過した日に(それ以降は5年経過ごと)、お客さまの氏名・住所の再確認を行います。

※ お客さまの非課税保有限度額については、金融機関が一定のクラウドを利用して提供する情報を基に国税庁が管理します。

非課税口座に関するご留意点

- 非課税口座開設には、特定口座または一般口座の開設が必要です。
- 非課税口座は、すべての金融機関を通じて、同一年において1人につき1口座しか開設できません(金融機関を変更した場合を除く)。なお、所定の手続の下で、金融機関の変更が可能ですが、金融機関の変更を行い、複数の金融機関で非課税口座を開設した場合でも、各年において1つの金融機関の非課税口座でしか公募株式投資信託等を購入することができません。また、非課税口座内の公募株式投資信託等を変更後の金融機関に移管することもできません。なお、金融機関を変更しようとする年に、変更前金融機関のNISA口座で、既に公募株式投資信託等を購入していた場合、その年は金融機関を変更することはできません。
- 金融機関によって、取り扱うことのできる金融商品の種類およびラインアップは異なります。当金庫では、税法上の公募株式投資信託のみ取り扱っています(つみたてNISAは、税法上の公募株式投資信託のうち一定の要件を満たした商品のみが対象です)。2024年以降の新NISAにおいては、つみたて投資枠の投資対象商品はつみたてNISAと同じですが、成長投資枠の投資対象商品は一般NISAと異なりますのでご注意ください。
- 非課税口座には年間の非課税投資枠が設定されており、一旦利用すると、売却しても非課税投資枠の再利用はできません。また、非課税投資枠の残額は翌年以降へ繰り越すことはできません。そのため、短期間での売買(乗換え)を前提とした商品には適さず、中長期的な保有を前提とした投資が望ましいと考えられます。2024年以降の新NISAにおいては、非課税保有限度額の再利用はできますが、年間の非課税投資枠の再利用はこれまでと同じくできませんのでご注意ください。
- 非課税口座における配当所得および譲渡所得等は、収益の額にかかわらず全額非課税となりますが、損失は税務上ないものとされ、特定口座や一般口座で保有する他の公募株式投資信託等の配当所得および譲渡所得等との通算はできず、当該損失の繰越控除もできません。
- 投資信託における分配金のうち元本払戻金(特別分配金)は、そもそも非課税であり、制度上のメリットを享受できません。また、当該分配金の再投資を行う場合には、年間非課税投資枠が費消されます。
- 2023年までに、NISA制度を利用して非課税投資された公募株式投資信託等の非課税期間終了時に、NISA口座内でお客さまが保有される公募株式投資信託等は、特定口座等の課税口座に時価で移管されます。
- 税金に関するご相談については、専門の税理士等にご相談ください。
- このご案内は、作成時点における法令その他の情報に基づき作成しており、今後の改正等により、取り扱いが変更となる可能性があります。